

死刑執行に関する会長声明

佐賀県弁護士会が2018（平成30）年3月1日に「死刑執行に関する会長声明」を出したあとも、今日まで合計17名の死刑が執行された。その中には再審請求中であるものも含まれている。第2次安倍内閣において、死刑の執行は16回目で、執行人数は合わせて38名となる。

犯罪により奪われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されるものではなく、犯罪により身内の方を亡くされた遺族の方が厳罰を望む心情は十分に理解できる。悲惨な体験をした犯罪被害者・遺族に対する十分な支援を行うことは、社会全体の責務である。

一方で、刑罰制度は、犯罪への応報にとどまらず、社会復帰の達成など再犯の防止に役立ち、社会全体の安全に資するものであることが必要であり、死刑制度を含む刑罰制度全体を見直す必要がある。この刑罰制度全体の改革を考えるに当たっては、とりわけ、死刑制度が、基本的人権の核をなす生命権（憲法13条、国際人権（自由権）規約第6条）を国が剥奪する刑罰であることに、政府は目を向ける必要がある。

1980年代に再審無罪が確定した4件の死刑事件は、誤判・えん罪の危険性が具体的・現実的であることを私たちに認識させるものであった。日本弁護士連合会が再審を支援している死刑事件である袴田事件もえん罪の疑いがあり、現在再審に向けた手続が続いているところである。死刑に直面している者に対しては、死刑が執行されるまでその全ての刑事手続の段階において十分な弁護権、防御権が保障されるべきであり、再審請求中の死刑確定者に対する死刑の執行はこの観点からも問題の残るものである。

内閣府が2014年11月に実施した世論調査で、「死刑もやむ得ない」とした80.3%の回答者への追加質問では、そのうち40.5%が「状況が変われば将来的には死刑を廃止してもよい」と回答している。また、死刑制度の存廃について終身刑が導入された場合は、「死刑を廃止する方がよい」という回答も全回答者の37.7%に上っている。死刑についての情報が十分に与えられ、死刑の代替刑も加味すれば、国民の多数の世論に死刑存置の根拠を求めていた状況が変わる可能性

がある。

法律上及び事実上の死刑廃止国は、世界の中で3分の2以上を占めている（2018年12月現在）。また、OECD加盟国のうち死刑を存置しているのは、日本・韓国・米国の3か国であるが、このうち、死刑を国家として統一して執行しているのは、日本だけである。

国際社会の潮流は、死刑廃止に向かっている。2018年12月17日、国連総会本会議において、史上最多の支持を得て死刑執行停止を求める決議案が可決された。死刑制度を残し、現実的に死刑を執行している国は、今や少数になっている。国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会及び人権理事会は、死刑の執行を繰り返している日本に対し、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの勧告を出し続けている。

さらに、2018年に死刑が執行された際に、EU代表部と加盟国駐日大使ら、ドイツ人権政策委員、駐日フランス大使等が相次いで死刑廃止を呼びかける声明等を公表した。

また、アメリカを除くG7各国弁護士会及び欧州弁護士会評議会（CCBE）は、2019年7月11日の「G7各国弁護士会の死刑に反対する宣言（Declaration of the Bar Associations and Law Societies of the G7 Countries against the Death Penalty）」において、いかなる状況においても死刑に強く反対するとともに、死刑を人間の根源的な権利である生命に対する権利の侵害であるとし、死刑が依然として存在する全ての国に対し、緊急の問題として廃止を優先するように要請した。

このように、近時、死刑制度については、様々な問題点や動きが見られることから、死刑制度については、全社会的議論を求め、同制度存続の肯否に向けた議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止することを強く要請するものである。

2019年（令和元）年12月2日

佐賀県弁護士会

会長 奥田 律 雄